

## 「家畜伝染病対策に関する行政評価・監視」 の結果に基づく勧告

### － 九州4県（福岡、熊本、宮崎、鹿児島）の実態 －

平成27年11月6日  
総務省九州管区行政評価局

総務省では、家畜の伝染性疾病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査し、その結果に基づき、本日、農林水産省及び環境省に勧告を行いました。

九州管区行政評価局（局長：角田 祐一）、熊本行政評価事務所（所長：松谷 俊一）、宮崎行政評価事務所（所長：森永 一行）及び鹿児島行政評価事務所（所長：田口 美孝）は、平成26年8月から11月にかけて、福岡県内、熊本県内、宮崎県内及び鹿児島県内に所在する動物検疫所、地方公共団体及び関係団体等を対象に調査を実施した結果、今回の勧告に結びついた事例として、i) 度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において衛生管理基準を不遵守、ii) 入国者に対する質問等の取組が不十分、iii) 被害発生を想定した人員確保のための関係機関との事前調整が未了 などがみられました。

(注) 本行政評価・監視は、本省行政評価局、5管区行政評価局及び12行政評価事務所で実地調査

※ 勧告及び結果報告書の全体版については、行政評価局のホームページに掲載されます。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h27.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)

〔照会先〕 総務省 九州管区行政評価局  
第一部第3評価監視官室  
評価監視官 高実 祐一  
電話：092-431-7088（直通）  
熊本行政評価事務所  
評価監視官 崎内 淳志  
電話：096-324-1662（代表）  
宮崎行政評価事務所  
評価監視官 神代 凡夫、中野 智之  
電話：0985-24-3370（代表）  
鹿児島行政評価事務所  
評価監視官 安田 浩也  
電話：099-224-3247（代表）

# 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成27年11月6日  
勧告先：農林水産省、環境省

## 背景

- ◆ 平成23年4月、家畜伝染病予防法の改正により、家畜伝染病に対する防疫措置を強化  
(法改正の主な内容) [発生予防] 畜産農家に対する消毒設備の設置義務、入国者に対する質問の権限付与など [まん延防止] 殺処分した家畜の埋却地等の確保義務など  
✓ 平成22年に宮崎県で口蹄疫(牛・豚約30万頭殺処分)、22～23年に宮崎県等9県で高病原性鳥インフルエンザ(鶏約183万羽殺処分)が発生し、大きな被害が契機
- ◆ 近隣諸国(中国、韓国等)において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が継続的に発生  
我が国でも平成26年4月～27年1月に高病原性鳥インフルエンザが熊本県等5県で発生(鶏約46万羽殺処分)
- ◆ 実効性のある対策が講じられるよう、法改正事項を中心に現場での発生予防・まん延防止対策の実施状況を調査(14動物検疫所、17道府県、20家畜保健衛生所等)
- ◆ 九州地方では、4県(福岡県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県)の状況を調査(3動物検疫所、4県、4家畜保健衛生所、関係事業者・団体等)

## 課題

## 九州4県の主な調査結果

## 主な勧告

発生予防対策の効果的・的確な実施

衛生管理基準の遵守

● 度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において消毒設備の未設置など衛生管理基準を不遵守(衛生管理基準を遵守していない4県の抽出373農場のうち、250農場(67%)が複数年連続で不遵守)

水際対策

● 入国者に対する質問等の取組が不十分(九州管内の3空港(注)での質問票の配布は、対象国からの到着便の1%(12,532便に対し141便)(全国の主要空港等8空港では0.7%)(平成25年度))  
(注) 福岡、宮崎、鹿児島各空港

■ 指導の徹底・厳正な対処

■ 質問等の有効性等の検証、見直し

まん延防止対策の迅速・的確な実施

被害想定に応じた人員の確保(動員計画)

● 県内最大規模の農場での発生を未想定(九州4県)、関係機関等との人員確保の事前調整も不十分(福岡県、熊本県、鹿児島県)

■ 最大規模の農場での発生を想定した動員計画作成、関係機関等との速やかな調整

# 1 発生予防対策

## 九州4県の調査結果

結果報告書P91～P116

衛生管理基準の遵守

・県の度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において、消毒設備の未設置など衛生管理基準を不遵守

○畜産農家には衛生管理基準（農林水産大臣が定める飼養衛生管理基準）の遵守義務。都道府県が遵守を指導

⇒衛生管理基準を遵守していない373農場中、250農場（67%）が複数年連続で不遵守  
（福岡県:74農場のうち65農場(87.8%)、熊本県:112農場のうち83農場(74.1%)、  
宮崎県:68農場のうち11農場(16.2%)、鹿児島県:119農場のうち91農場(76.5%)  
（平成23年4月～26年10月）

資料(表1)

## 勧告

■ 畜産農家への指導の徹底、厳正な対処について、都道府県を指導

（農林水産省）

結果報告書P18～P22

水際対策

・入国者に対する質問等の取組が不十分

○農林水産省（動物検疫所）は、空港等で、口蹄疫等の発生国（中国、韓国等）からの入国者に対し、質問票の配布又は家畜防疫官の口頭質問により消毒が必要な物品の有無を確認

⇒3空港での質問票の配布は、対象国からの到着便の1%（12,532便に対し141便）  
（福岡空港(11,648便に対し97便(0.8%))、宮崎空港(312便に対し24便(7.7%))、  
鹿児島空港(572便に対し20便(3.5%))（平成25年度）

⇒※農林水産省（動物検疫所）も現状の取組の有効性等の検証に着手

資料(表2)

■ 質問等の取組について、有効性等の検証を早期に終え、必要な見直し

（農林水産省）

## 2 まん延防止対策

### 九州4県の調査結果

結果報告書P195～P204

被害想定に応じた  
人員の確保

・県内最大規模の農場での発生を未想定、  
関係部局・機関との人員確保のための事前調整も不十分

- 国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等について、初動措置等の具体的かつ技術的な指針として、特定家畜伝染病防疫指針を作成
- 都道府県は、口蹄疫等の発生に備え、具体的な被害想定とそれに応じた人員の確保計画を作成

- ⇒九州管内の4県は、いずれも動員計画を作成しているものの、県内最大規模の農場での発生を未想定
- ⇒動員する関係機関等との事前調整が未了  
(口蹄疫:福岡、熊本、鹿児島 高病原性鳥インフルエンザ:福岡、熊本)

(動員計画)

資料(表3・4)

### 勧告

- 動員計画の速やかな作成  
(※)
- 最大規模の農場での発生を想定した動員計画作成、関係機関等との事前調整の速やかな完了について都道府県を指導  
(農林水産省)

※ 九州4県は作成済

資料

表 1 畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守状況

県の指導にもかかわらず、畜産農家における消毒設備未設置などの衛生管理基準の遵守が不十分

[結果報告書 92 ページ及び 100 ページから 102 ページ参照]

① 福岡県

| 区分  | 抽出調査した農場数 | 飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数 | 同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数 | 同一項目が 4 年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が 3 年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が 2 年間連続で遵守されていない農場数 |
|-----|-----------|----------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|     |           |                      |                             |                          |                          |                          |
| 牛農場 | 60 農場     | 42 農場                | 39 農場<br>(92.9%)            | 0 農場<br>(0.0%)           | 36 農場<br>(85.7%)         | 8 農場<br>(19.0%)          |
| 豚農場 | 19 農場     | 11 農場                | 11 農場<br>(100.0%)           | 0 農場<br>(0.0%)           | 11 農場<br>(100.0%)        | 0 農場<br>(0.0%)           |
| 鶏農場 | 41 農場     | 21 農場                | 15 農場<br>(71.4%)            | 0 農場<br>(0.0%)           | 0 農場<br>(0.0%)           | 15 農場<br>(71.4%)         |
| 計   | 120 農場    | 74 農場                | 65 農場<br>(87.8%)            | 0 農場<br>(0.0%)           | 47 農場<br>(63.5%)         | 23 農場<br>(31.1%)         |

② 熊本県

| 区分  | 抽出調査した農場数 | 飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数 | 同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数 | 同一項目が 4 年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が 3 年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が 2 年間連続で遵守されていない農場数 |
|-----|-----------|----------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|     |           |                      |                             |                          |                          |                          |
| 牛農場 | 40 農場     | 40 農場                | 30 農場<br>(75.0%)            | 0 農場<br>(0.0%)           | 1 農場<br>(2.5%)           | 29 農場<br>(72.5%)         |
| 豚農場 | 39 農場     | 38 農場                | 26 農場<br>(68.4%)            | 0 農場<br>(0.0%)           | 6 農場<br>(15.8%)          | 20 農場<br>(52.6%)         |
| 鶏農場 | 40 農場     | 34 農場                | 27 農場<br>(79.4%)            | 0 農場<br>(0.0%)           | 11 農場<br>(32.4%)         | 16 農場<br>(47.1%)         |
| 計   | 119 農場    | 112 農場               | 83 農場<br>(74.1%)            | 0 農場<br>(0.0%)           | 18 農場<br>(16.1%)         | 65 農場<br>(58.0%)         |

③ 宮崎県

| 区分  | 抽出調査した農場数 | 飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数 | 同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数 | 同一項目が 4 年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が 3 年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が 2 年間連続で遵守されていない農場数 |
|-----|-----------|----------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|     |           |                      |                             |                          |                          |                          |
| 牛農場 | 40 農場     | 21 農場                | 1 農場<br>(4.8%)              | 0 農場<br>(0.0%)           | 0 農場<br>(0.0%)           | 1 農場<br>(4.8%)           |
| 豚農場 | 40 農場     | 17 農場                | 6 農場<br>(35.3%)             | 0 農場<br>(0.0%)           | 6 農場<br>(35.3%)          | 0 農場<br>(0.0%)           |
| 鶏農場 | 40 農場     | 30 農場                | 4 農場<br>(13.3%)             | 3 農場<br>(10.0%)          | 0 農場<br>(0.0%)           | 1 農場<br>(3.3%)           |
| 計   | 120 農場    | 68 農場                | 11 農場<br>(16.2%)            | 3 農場<br>(4.4%)           | 6 農場<br>(8.8%)           | 2 農場<br>(2.9%)           |

④ 鹿児島県

| 区分  | 抽出調査した農場数 | 飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数 | 同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数 | 同一項目が4年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数 | 同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数 |
|-----|-----------|----------------------|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|     |           |                      |                             |                        |                        |                        |
| 牛農場 | 102農場     | 102農場                | 88農場<br>(86.3%)             | 0農場<br>(0.0%)          | 56農場<br>(54.9%)        | 48農場<br>(47.1%)        |
| 豚農場 | 14農場      | 14農場                 | 2農場<br>(14.3%)              | 0農場<br>(0.0%)          | 1農場<br>(7.1%)          | 1農場<br>(7.1%)          |
| 鶏農場 | 3農場       | 3農場                  | 1農場<br>(33.3%)              | 0農場<br>(0.0%)          | 1農場<br>(33.3%)         | 1農場<br>(33.3%)         |
| 計   | 119農場     | 119農場                | 91農場<br>(76.5%)             | 0農場<br>(0.0%)          | 58農場<br>(48.7%)        | 50農場<br>(42.0%)        |

- (注) 1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(4月から10月まで)の状況)による。  
 2 「同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数」欄は、「同一項目が4年間連続で遵守されていない農場数」欄、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄又は「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄に該当する実農場数を計上した(ただし、内訳は延べ数である)。  
 3 各欄の上段は農場数、下段は該当する農場数を「飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数」で除した割合を示す。

表2 九州内の空港における質問の実施状況(平成25年度)

対象国からの入国便数に対し、質問票を配布した便数の割合は1.1%と低調(九州3空港)

[結果報告書22ページ参照]

| 空港名             | 期間 | (参考)対象国からの入国便数(平成26年度)<br>A | 質問票配布実績   |                          | 質問票配布人数(年間)<br>C | 左の回答数<br>D | 回答率<br>D/C |
|-----------------|----|-----------------------------|-----------|--------------------------|------------------|------------|------------|
|                 |    |                             | 配布便数<br>B | 対象国からの入国便数に対する配布率<br>B/A |                  |            |            |
| 福岡空港            | 週間 | 224便                        | 1.9便      | 0.8%                     | 12,902人          | 11,423人    | 88.5%      |
|                 | 年間 | 11,648便                     | 97便       |                          |                  |            |            |
| 宮崎空港            | 週間 | 6便                          | 0.5便      | 7.7%                     | 2,004人           | 1,658人     | 82.7%      |
|                 | 年間 | 312便                        | 24便       |                          |                  |            |            |
| 鹿児島空港           | 週間 | 11便                         | 0.4便      | 3.5%                     | 2,244人           | 1,869人     | 83.3%      |
|                 | 年間 | 572便                        | 20便       |                          |                  |            |            |
| 合計              | 週間 | 241便                        | 2.8便      | 1.1%                     | 17,150人          | 14,950人    | 87.2%      |
|                 | 年間 | 12,532便                     | 141便      |                          |                  |            |            |
| (参考)国内の主要空港8港合計 | 週間 | 2,282便                      | 17.1便     | 0.7%                     | 314,657人         | 150,061人   | 47.7%      |
|                 | 年間 | 118,664便                    | 883便      |                          |                  |            |            |

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「対象国からの入国便数に対する配布率」については、年間の数値を基に計算している。  
 3 「対象国からの入国便数(週間)」は、「各空港、国際線の就航状況調べ(2014年12月26日国土交通省発表)」による。  
 4 「対象国からの入国便数(年間)」及び「配布便数(週間)」については、1年を52週とし、1週間の入国便数、年間の配布便数から、それぞれ算出した。  
 5 「配布便数」及び「質問票配布人数(年間)」については、航空会社が誤配布したもの、欠航により配布できなかったものは除いている。

表3 九州4県の被害想定の設定状況（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ）

口蹄疫等に対応する人員確保の計画（動員計画）を策定しているものの、県内最大規模の農場における発生を未想定（4県）

[結果報告書 201～202 ページ参照]

| 調査対象県 | 口蹄疫  |   |      |  | 高病原性鳥インフルエンザ |   |
|-------|------|---|------|--|--------------|---|
|       | 牛    |   | 豚    |  | 設定根拠         | 被害想定規模                                  |
|       | 設定根拠 | 被害想定規模  | 設定根拠 | 被害想定規模   |              |   |
| 福岡    | その他  | ①200頭、②1,000頭、③2,000頭の3段階で設定                              | その他  | ①2,000頭、②3,000頭、③6,000頭の3段階で設定                         | 標準           | ①3万羽、②5万羽、③10万羽の3段階で設定                  |
| 熊本    | 標準   | 250頭（肥育牛）   | 標準   | 1,000頭（一貫経営）   | その他          | ①1万羽、②3万羽、③5万羽、④10万羽（いずれも採卵鶏）の4段階で設定    |
| 宮崎    | その他  | 400頭（肥育牛）   | その他  | 3,350頭（母豚300、育成豚20、種雄豚30、哺乳豚500、離乳豚500、肥育豚2,000）（一貫経営） | 標準           | 3万羽（ブロイラー）                              |
| 鹿児島   | 標準   | ①50頭、②100頭、③200頭①～③母牛）、④200頭、⑤400頭、⑥1,000頭（④～⑥肥育牛）の6段階で設定 | 標準   | ①100頭、②200頭、③400頭（①～③一貫経営）、④2,000頭（肥育豚）の4段階で設定         | 標準           | ①1万羽、②3万羽、③5万羽（①～③採卵鶏）、④5万羽（肉用鶏）の4段階で設定 |

(注)1 当省の調査結果による。

2 「設定根拠」欄の区分は、次のとおりである。

- i) 「最大」とは、県内において牛・豚・鶏を最も多く飼養している1農場の頭羽数を想定して被害規模を設定したもの（個別農場ごとに防疫計画を作成している場合も含む）。
- ii) 「標準」とは、県内において牛・豚・鶏を飼養している1農場当たりの標準的な飼養頭羽数を想定して被害規模を設定したもの。
- iii) 「その他」については、24時間以内に殺処分可能な飼養頭羽数としたもの、他県等の応援を要せずに自県の人員のみで防疫作業に対応可能な飼養頭羽数としたもの、国防疫マニュアルにおける飼養頭羽数を参考としたものなど。

3 「被害想定規模」欄の「一貫経営」とは、豚の繁殖と肥育を一体的に行う経営形態を示す。

表4 九州4県の動員計画における人員の確保状況

口蹄疫等発生時における、動員する関係機関との調整が一部未了

[結果報告書 204 ページ参照]

| 調査対象県 | 口蹄疫    |     |       |        |     |       | 高病原性鳥インフルエンザ |     |       |
|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|--------------|-----|-------|
|       | 牛      |     |       | 豚      |     |       | 庁内関係部局       | 市町村 | 関係団体等 |
|       | 庁内関係部局 | 市町村 | 関係団体等 | 庁内関係部局 | 市町村 | 関係団体等 |              |     |       |
| 福岡    | ○      | △   | △     | ○      | △   | △     | ○            | △   | △     |
| 熊本    | ○      | △   | △     | ○      | △   | △     | ○            | △   | △     |
| 宮崎    | ○      | ○   | ○     | ○      | ○   | ○     | ○            | ○   | ○     |
| 鹿児島   | ○      | △   | ○     | ○      | △   | ○     | ○            | ○   | ○     |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は調整が終了、「△」は調整が一部未了を示す。